



パック連通信

事務局：山梨県大月市御太刀 1-2-10

No.132 2024年11月20日発行
全国牛乳パックの
再利用を考える連絡会

TEL 0554-22-3611

牛乳パック再利用運動 40 年

前号 (131 号) に引き続き、牛乳パック再利用運動の初期のころの様子をお伝えしていきます。

牛乳パック再利用運動拡大の一方で、草木灰溶液詐欺あらわる・・・

牛乳パック再利用運動が新聞・雑誌・テレビなどメディアに取り上げられ、時には欽ちゃん司会をつとめるクイズ番組からも平井前代表に出演依頼が来るなど、ますます世の関心を集めるようになると、その勢いを狙って明らかに何か企みを持って寄ってくる人もいました。

通信 130 号でも触れましたが、牛乳パックからパルプを取り出す際にネックだったのがポリエチレンフィルムでした。ある日、そのフィルムの剥離ができる草木灰溶液を開発したという Y 氏から、特許を譲ってもいいという電話がかかってきました。結局、当時パック連の事務局にかかわっていた方が、トラブルにならないよう「草木灰溶液を使用し、紙の原料を精製する技術管理委員会」を立ち上げ、Y氏と協定書を交わし、実施権を引き渡す見返りにいくらか支払ったようです。(パック連の平井前代表を含む 3 名が個人負担で支払ったと記憶。) しかしその後も Y 氏から何やかやと金銭の要求があったようで、信頼関係が破綻。

1985年に交わした、草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術の運用管理に関する協定書

丙

「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」
山口真弘 以下 甲という)と、平井初美 (以下 乙と
丙という) は、昭和60年6月8日 山口和雄宅におい

て紙の原料を精製する技術」の運用、管理の方法等について協議した。

以下、その協議の内容を 以後の運用に誤りなきを期す為 に ここに協定する。

1. 甲は、その開発になる「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」の運用、管理に関する専用実施権を、乙及び丙が組織する「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」管理委員会に委ねる
2. 乙及び丙は、市町村を単位に、この専用実施権を代行する「実施権者」を設置し、「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」が、地域の環境問題、福祉問題の解決に寄与できるように、積極的な活用を図る。
3. 甲は、「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」に関する一切のデータ、情報、照会、折衝の経過を乙及び丙に明らかにする。
甲は、「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」の運用、管理に関して、乙及び丙を通ずることなく契約に応じたり、技術の開示をしたりしない。
4. 乙及び丙は、別紙「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」の運用に関する要項の定める所に従い、「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」の「実施権者」を設置するにあたっては 必ず 甲の承認 を求めるものとする。
5. 乙及び丙は、「実施権者」の設置にあたっては、契約第9条の契約金の3分の1相当額を研究開発助成金として、甲に交付する。
6. 甲は、研究者、開発者の立場に徹し、この技術の一層の充実をはかり、乙及び丙

の求めに応じて、契約に基づく「実施権者」の指定地域での 技術の開示、運用に積極的に協力し 指導する。

7. 乙及び丙は、「実施権者」の指定地域で 「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」を運用して、加工品、製品の製造、販売が行われた場合に 徴収される、契約第11条の特許ノウハ料を責任をもって甲に交付する。
9. 乙及び丙は、「実施権者」による全国組織が結成されるまでの間、「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」管理委員会の業務を責任を持って遂行し、全国の「実施権者」のなかから互選される「草木灰の溶液を使用して紙の原料を精製する技術」管理委員会結成後は、円滑に業務を引き渡すものとする。
10. 当分の間、上記管理委員会の事務局を下記の所におくものとする。

事務局 愛知県宝飯郡小坂井町大字平井字坂田前35



福祉作業所にも売りつけた Y 氏作業場の草木灰溶液抽出窯

自分たちでパルプを取り出す試行錯誤をした結果、牛乳パックのパルプ面を出すように割いて、石鹼水に一昼夜つけ浸透させれば簡単にポリエチレンがはがせることがわかり、草木灰溶液など必要なくなりました。

さらに Y 氏が、草木灰溶液作りのための窯などをセットにして愛知県内の障がい児者の親の会に 300 万円で売りつけたことが発覚、京都府内でも Y 氏が何か売りつけようとしてきたという方が現れ、これ以上被害を増やさないために、牛乳パックリサイクルや紙漉き方法について正しい情報を広く伝えようと、各地からの講演要請に応え、前代表である母の全国行脚が始まったのでした。(1986年～1988年)

女詐欺と幸か不幸か出会って・・・

1987年、各地に赴き講演活動を行っていた中、母は京都にてある女性Kと知り合いになり滞在予定を延長することにしました。

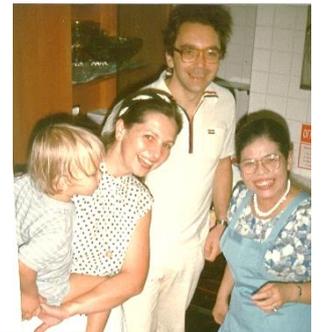
Kは、関西地域のローカルテレビの常務と知り合いなので牛乳パックリサイクルの宣伝をしてもらおうと紹介してくれたり、いきなり母を東大寺に連れて行き、長老である僧に牛乳パックから手漉きはがきができることを説明し、その高僧に「捨てる紙あれば拾う紙あり」と一筆お願いをしたり、母の疲労を気遣って銭湯に連れて行ってくれたり、初対面にもかかわらずそれは親切にしてくれたそうです。



アルバムに東大寺の長老とキャプション有

母が大阪のソ連領事館に招かれ手漉きはがき作りを指導した際も

Kは小学生の息子連れソ連領事館へ同行し、写真を撮るなどアシスタント的なこともしてくれました。



Kが撮影したソ連領事館夫妻と母との写真

ある時Kは京都から大月の我が家へやって来ました。帯封の付いた5000円の束からお札を次々と抜きながら、近くのスーパーで山のように食材を買い込み、我が家のキッチンに立ち色々な料理を作りふるまってくれました。私たち家族や牛乳パックリサイクルの活動を共にしているメンバーたちと食事をしながら、Kは「あんたたちの望みは何？一人ひとり言ってごらん。私がかなえてあげるから！」と言うのでした。

いまだ何者か全くつかめず、当時パック連の事務局を手伝っていた私は警戒感から、かなり無理な望みを言うてみることにしました。「西ドイツに行って牛乳パックの手漉きはがき作りを通して、リサイクルの交流をしてみたい。」するとKはその場で西ドイツ大使館の電話番号を調べいきなり電話をかけ始めました。電話に出た大使館の方にKが一通り牛乳パックリサイクルの説明とリサイクル交流の要望を伝えると、大阪のあいりん地区で日雇い労働者支援の奉仕活動をされている西ドイツ出身のライムンドチネカ神父を紹介され、電話を切ると早々に大阪に行ってみようと言いました。私は着のみ着のままKについて行くこととなり、チネカ神父を訪ねたところ生憎ご不在でしたが、訪問目的を伝えると「生野地域活動協議会」を紹介され、ちょうどその日集会があるということで参加させていただき、終了後Kの逗留している京都市内のホテルに向かいました。そこで、Kの子供である中学生と小学生の息子と会いました。子供たちは学校へは通ってなく、素直でしたが何かしら表情に影があり、また京都のホテルには半年以上長逗留していて、部屋の壁側に洋服や雑誌などが乱雑に積み重なっていました。

結局この時は、私の望みである「西ドイツへ行く」糸口を見つけられないまま帰宅しましたが、その後母はチネカ神父とお会いすることができ、生野地域活動協議会の方とも交流が始まりました。

ある日、Kから電話で母に「お金を貸してほしい」と依頼があり指定の口座に振り込んだところ、詐欺の常套手段ですね、一度返金して再度借金を申し入れ、二度目の振込後そのまま行方知れずとなりました。

母も警戒はしていたので戻ってこないとわかりつつ振り込み、一体何者だったのか突き止めるため滞在先だったホテルや、紹介されたローカルテレビの常務に連絡をとりました。京都のホテルは宿泊代も含め諸々の滞在費を踏み倒された挙句、部屋の内装をまるごと変えるための費用負担の被害を受け、知り合いと言われたローカルテレビの常務も、実はKが何者かをご存じないまま夫妻でよく食事をされていて、奥様は安物の指輪を10万円で買わされたとか。八方手を尽くして子供たちの父親を探しあて会いに行ったところ、Kは二号さんの立場だったようで親権を渡さず、物別れで終わったままでいるとか、まるでサスペンスドラマさながらの事実が明らかになったのでした。しかしチネカ神父との出会いはKなくしてはあり得なかったもので、母は高い授業料を払ったつもりと割り切っていました。(今後の意外な展開は次号へ)

アルミ付き未ざらし紙パック問題について全都清・日資連を訪問

古紙回収側に確認なくアルミ付き紙パックの混合回収を進めようとしている

関西の牛乳パック回収団体から、『古紙再生促進センターのパンフレットをもとに日本テトラパックが、アルミ付き紙パックについて「禁忌品の見直し、緩和が実現—古紙回収業者に縛りがなくなり、行政回収促進に期待」という文言の入った提案書を、関西の店頭回収を行っている流通に向けて提示している』との情報が寄せられました。

またその提案書には紙パックとアルミ付き紙パックの混合回収スキームが示され、長年牛乳パック回収活動を行っている団体名、納入先の事業者、製紙メーカー名まで記載されていたようですが、それぞれの団体・事業者に確認・了承を得ることは全くなかったようです。

上記下線部分の文言について、10月に訪問した全国製紙原料商工組合連合会（全原連）に「アルミ付き紙パックについて、禁忌品の見直し、緩和が実現—古紙回収業者に縛りがなくなり」という表現を使用することについて、テトラから確認の連絡があったのか否かを伺いました。

全原連さんへは何の相談もなかったと確認した上で、「製紙原料古紙の品質向上をめざす全原連としましても油断できないことと感じました。今後、理事会でも取り上げ全会員に周知していきたいと思います。関係者がしっかり手を組んで対処していくことが大事」というコメントをいただきました。

さらに、日資連、全都清への訪問をご助言いただいたので、去る11月5日に（公社）全国都市清掃会議（全都清）と日本再生資源事業協同組合連合会（日資連）の飯田会長が兼任されている千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会の事務局を訪ねました。

全都清では事務局長、調査部長お二人が対応して下さり、現段階での牛乳紙パックとアルミ付き紙パックの分別の必要性や、未ざらし紙パックの増加により一層分別を徹底しないと、牛乳パックリサイクルを支え続けてきた受け入れメーカーへのルートが途切れ、回収システムが崩壊する懸念などご説明させていただきました。

また牛乳パック回収・再生活動には、各地の福祉事業所が、障がい者の仕事づくりとして多数かかわっていて、量販店の回収ボックスから紙パックを引き受け、自分たちのルート（受け入れメーカーはアルミ付きも未ざらしもNG）に乗せている所もある、昨今店頭で紙パックとアルミ付き紙パックの混合回収を始めた量販店があり、彼らは分別作業に時間を多く費やさなければならず、作業活動に支障が出ていることもお伝えしました。

日資連では、飯田会長、日資連事務局長、千葉県再資源化協同組合事務局、千葉県内の古紙問屋4名の方々が対応してくださいました。アポ取りのご連絡をした際、訪問目的をお伝えすると「最近回収ボックスにかなりアルミ付き紙パックが混ざっていて問題だと思っていました。」と面談を快く承諾して下さり、当日もアルミ付き未ざらし紙パック問題について、皆様熱心に聞いて下さいました。

また、全原連さんに問い合わせた下線の文言の件を同様に確認したところ、何も承知はしていないとのお答えでした。つまり、流通に向けたテトラの提案書にある「古紙回収業者に縛りがなくなり」という一文は、古紙業界に無断で掲載していることが明らかになりました。その話の延長で、10月11日付け千葉市の「アルミ付き紙パックの回収ボックス設置」の記者発表資料を提示され、「実はこの話も全く千葉県再資源化協同組合に相談がない、回収したもののルートを調べてみます。」と、実体のない宣伝だけの取り組みからの影響を警戒していました。日資連においても、理事及び会員組合に向けてこの問題を取り上げ説明して下さるとのことでした。

来月には、（公財）古紙再生促進センターを訪ねる予定です。

